臨海副都心周辺地域における公共交通協議会規約

(制定) 平成27年11月25日 27都市基交第496号 (改訂)平成28年6月16日

(目的)

第1条 臨海副都心周辺地域における公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、臨海副都心において新たに整備されるBRTを含めて、同地域全体の効率的な交通体系の構築を図るため、地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画という。」)の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を東京都新宿区西新宿二丁目8番1号に置く。

(所掌事務)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事務を行う。
 - (1)網形成計画の作成及び変更に必要な協議(鉄軌道路線の新設及び変更に係るものを除く。)に関すること。
 - (2)網形成計画の実施に必要な協議に関すること。
 - (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(定義)

第4条 この規約における「公共交通」とは、BRT、路線バス、端末交通(コミュニティバス、コミュニティサイクルなど)その他協議会が必要と認めるものをいう。

(協議の対象範囲)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、臨海部と都心部それぞれの交通圏を 踏まえて別紙のとおり区域を設定し、当該区域に係る第3条第1号及び第2号の協議 を行うものとする。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第7条 会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべきものの中から、これを選任する。
- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、東京都都市整備局都市基盤部長とする。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の事務を担当し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

- 第8条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 中央省庁
- (2) 地方公共団体
- (3) 公共交通事業者
- (4) 道路管理者
- (5) 港湾管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 公共交通利用者
- (8) 学識経験者
- (9) その他会長が必要と認める者

(会議)

- 第9条 協議会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長と なる。
- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。
- 3 会議の議決事項は、以下に掲げるものとする。
- (1)網形成計画の作成及び変更(一つの行政区で完結する運行を行う公共交通の変更に伴う網形成計画の変更を除く。)。
- (2) その他会長が必要と認める事項
- 4 会議の議決は、出席委員の3分の2以上の多数をもって行う。ただし、以下に掲げる場合は、書面により、委員の3分の2以上の多数をもって議決することができる。
- (1) 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるとき。
- (2)複数区をまたいで運行を行う公共交通の変更のうち、当該変更の内容が一つの行政区域内で完結するものに伴い、網形成計画を変更するとき。
- 5 一つの行政区で完結する運行を行う公共交通の変更に伴い、網形成計画を変更する場合には、関係区が、会議前に公共交通事業者と協議の上、会議への報告を行うものとする。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、BRT事業計画の策定に向けた検討内容など、会議を公開することにより事業者の事業運営上の不利益が生じる可能性がある協議及び公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、会長の宣言により、非公開で行うものとする。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、 又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 各委員は各事案に対し、書面及び口頭で意見を述べることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重 しなければならない。 (分科会)

- 第11条 第3条各号に掲げる事務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、東京都都市整備局都市基盤部、中央区環境土木部、港区街づくり支援部 及び江東区土木部に置く。
- 3 事務局に事務局長を置き、東京都都市整備局都市基盤部交通計画調整担当課長をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

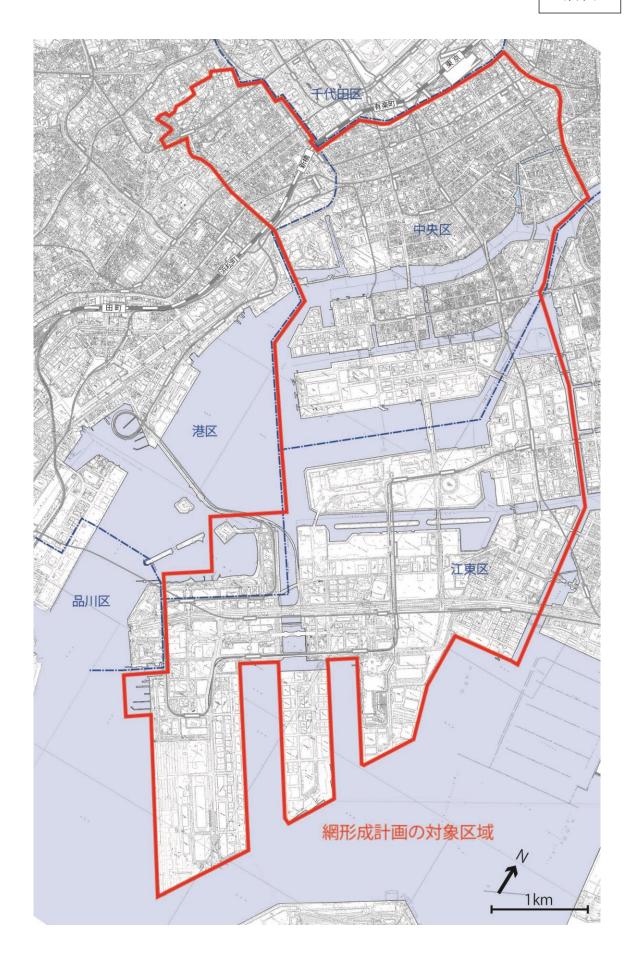
第13条 協議会の庶務は東京都都市整備局都市基盤部において処理する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。 平成28年6月16日より、本改訂版を施行する。



法定協議会の概要

1. 法定協議会設置の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)に基づき、臨海副都心 周辺地域における公共交通協議会を設置する。

臨海副都心周辺地域では、オリンピック・パラリンピックを契機に、環状 2 号線の開通、選手 村跡地をはじめとする開発により、現在と状況が大きく変化することが予想されている。また、 この地域は都心と臨海副都心を結ぶ南北方向の公共交通が脆弱である。

これらの現状を踏まえ、BRTの運行や都バスの再編などバスを中心とした交通体系を形成し、現状の交通混雑の解消はもとより、大幅な交通需要の増大への対応を図る必要がある。これらの解決を目的として、臨海部地域公共交通網形成計画(以下、網形成計画と記載)を策定することを前提に法定協議会を設置する。

<計画の体系>

地域公共交通活性化再生法

活性化再生法に基づく 公共交通の基本方針 (平成 26 年度策定)

●国が策定した基本方針(まちづくりとの連携に配慮)

活性化再生法に基づく臨海副都心周辺地域における公共交通協議会

都心と臨海副都心とを結ぶBRTに関する事業計画

●京成バス(株)(BRT運行事業者)と都でBRTの運行開始に向けた事業内容について記載

地域公共交通網形成計画:協議会の協議を経て都が策定

- ●国が策定する基本方針に基づき、公共交通のマスタープランとなる計画を作成
- ●コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築について、基本的な方針を示す
- ●地方公共団体が協議会における協議を経て作成し、国土交通大臣に送付

H28年度以降

道路運送高度化実施計画:事業者が策定

- BRT の整備に関する具体的な取組みを記載
- ●事業を実施する者が作成の上、国土交通大臣 の認定を受けることができる

H28 年度以降

地域公共交通再編実施計画:都が策定

- ●地域全体の公共交通ネットワークを総合的に 再編する具体的な取組みを記載
- ●地方公共団体が事業者等の同意の下に作成の 上、国土交通大臣の認定を受けることができる

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

2. 法定協議会と各区協議会・各区担当部署との関連について

①協議議決事項 網形成計画の作成及び変更(②書面決裁事項、③報告事項を除く)。 その他、会長が必要と認める事項。

②書面議決事項 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるとき。

複数区を跨いで運行を行う公共交通(BRT、路線バスなど)の変更のうち

1つの行政区で完結するものに伴い、網形成計画を変更する場合。

③報告事項 1つの行政区で完結する運行を行う公共交通(コミュバスなど)の変更に伴い、

網形成計画を変更する場合(関係区が、会議前に公共交通事業者と協議の上、

会議へ報告。)。

